

藤白台5丁目の小学校区設定に係る地域諸団体向け説明会 議事概要	
日 時	令和4年8月28日（日）午後6時～午後7時20分
場 所	ディオス北千里1番館3階パフォーマンスホール
対 象	藤白台地区の学校や校区に関連のある地域諸団体
参加者	26名
出 席	教育未来創生室、青少年室、危機管理室、市民自治推進室、文化スポーツ推進室、家庭児童相談室、福祉総務室、高齢福祉室

市民意見・市の回答	
参加者	これまで、教育委員会を窓口としていろいろと話をしてきましたが、今回の説明会については、教育委員会から何の説明も無かった。信義に問われるのではないかと。責任放棄にも匹敵するのではないかと。今後、市長部局と連携してやるという、説明は1ミリもありませんでした。そこを問い質したいと思います。
吹田市	今回の会議について事前に連絡が無かったということについては、まさに、この説明会が教育委員会と市長部局の役割分担を明確にする場であると考えています。この場で、これまで教育委員会が単独で進めてきたことを皆様にお詫びし、今後は、教育委員会と市長部局が役割を明確にし、しっかりと取り組んでいくことを御理解いただきたいと思います。
参加者	教育委員会は、8月に藤白台小学校の学校規模適正化の説明をPTA、未就園児のいる世帯、藤白台5丁目の住民だけ説明を行われています。 PTAに関しては、教育委員会の管轄、未就園児に関しても大きな範囲で捉えたと教育委員会の管轄になると思いますが、藤白台5丁目の住民は教育委員会の管轄ではありません。 なぜ、藤白台地区の連合自治会や地域諸団体に説明せず、藤白台5丁目の住民にのみ説明をしたのですか。
吹田市	8月に実施した説明会につきましては、藤白台5丁目から通われている児童の保護者様と未就学児の保護者様を対象に実施させていただいたもので、藤白台5丁目の住民の方全てにお越しいただくというよりも、今後、校区変更に影響のある方々に限定して実施した説明会です。
参加者	藤白台小学校の学校規模適正化に関し、開発事業者との調整はできているのですか。
吹田市	住宅開発の事業者とはお話をしております。住宅開発の時期や入居予定の時期なども、お話をさせていただいております。

参加者	住宅開発のスケジュールを聞くことが調整とは思いません。今回の学校規模適正化における藤白台5丁目の国循跡地が青山台小学校区に校区設定することについて、開発事業者と調整できているのかどうか教えてください。
吹田市	開発時期や入居予定時期等は、推計に関わる重要なところですので、そこは、お話をして、調整していると認識しています。
参加者	<p>文科省が発行する『公立小中学校の適正規模、適正配置に関する手引き』には、「各市町村においては、小中学校が教育のみならず、防災・保育・地域の交流の場としての様々な機能を併せ持っていることにも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者、将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。」と明確に記載されています。</p> <p>にもかかわらず、「教育委員会が決定した」、「不便・不具合は市長部局の相談窓口で対応します」という、『手引き』の内容と相反する説明について、お答えください。</p>
吹田市	<p>教育委員会として、小中学校が各地域のコミュニティの核となっていることについて配慮しなさい、と示されていることを軽視するものではありません。</p> <p>文科省の手引きの前段には、『学校規模適正化の検討は様々な要素が絡む困難な課題ですが、あくまで児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべき』と書かれています。これにプラスして、地域への配慮も必要であるとするのが文科省の手引きの内容であると思っています。</p> <p>教育委員会としては、より良い子供達の教育環境を実現させていただきます。ただし、地域の課題・影響があるということで、そこは、市民自治推進室が総合窓口となって、丁寧に相談や支援をさせていただこうと現時点で考えております。</p>
参加者	教育委員会・市長部局、市役所の中にいろいろと役割があって、また、地域にも、それぞれの役割があり、全て完全に意思疎通できれば理想的ですが、ボタンの掛け違いもあると思います。なので、お互いに無いものを補い合って、前を向いてやって行ければと思います。意見です。
吹田市	御意見ありがとうございます。
参加者	資料2「地域の市民活動全般に対する総合的な市の対応について」は、どこに向けた文書になりますか。資料2を見ると市民自治推進室が総合窓口になると書かれていますが、資料3には地域諸団体の相談窓口が書かれています。地域諸団体は資料3の相談窓口に関合せするという事は、資料2の文書は単一自治会・連合自治会向けの文書ですか。

吹田市	<p>資料 2 は、地域住民の方や諸団体の方向けの市の考え方を整理したものです。</p> <p>地域の諸活動は、地域の皆さんが自主的、主体的に行われていることですので、市が物事を決めるような性質のものではないと考えています。ただ、地域の安全、環境、防犯など、様々なことをご協力いただいていますので、市としても、当然、そうした活動を支援してまいりたいと考えています。</p> <p>個々具体的なテーマになれば、それぞれ、普段からお付き合いのある各所管が対応し、市民自治推進室は総合窓口ということで全体の窓口をさせていただいていますが、各所管と市民自治推進室のどちらに問合せいただいても連携して対応させていただきます。</p>
参加者	<p>青少年対策委員会として、先日のタウンミーティングの前に教育委員会に意見照会をさせていただいています。</p> <p>これまでの教育委員会の御説明では、「地域に不便・不具合をお掛けする」というところがありますが、その不便・不具合に対して具体的なところが明示されず、その対策について我々は受け取っていないと認識しています。</p> <p>私が意見させていただいているのは、子供達の安全をどうするのか、担保が取れているのか分かっていないのに、地域に理解して欲しいと言われても到底無理だということ。実際に何か事故が起こった場合、何をやっているのかと言われるのは我々の方だと思っています。</p> <p>そうした不便・不具合に対して説明できていないことについて、どう考えていますか。</p>
吹田市	<p>不便・不具合が不明確という指摘につきましては、教育委員会と市長部局の役割分担、情報連携不足が招いた結果ですので、その不便・不具合がしっかりと御提示できるよう、所管の部署とともにやっていくということで、この場を設けさせていただきました。今後、所管の部署が地域の皆様のことを一番よく分かっていますので、対策を立てて行くという流れになっています。</p> <p>安全対策につきましては、通学路が一番の肝になると考えています。</p> <p>道路管理者である土木部とグリーンウォークを塗るとか防犯灯や防犯カメラをつけられないか等、いろいろ議論をさせていただいています。並行して、来月、交通管理者である警察、道路管理者である土木部、大阪府の土木事務所、PTA 及び教育委員会で通学路の安全点検をさせていただき、現場を確認したうえで然るべき対策をとることを考えています。</p> <p>また、青山台小学校の PTA とも安全対策について情報共有し、御意見も伺います。並行して学校長、教頭とも話をさせていただいている状況です。</p>

参加者	<p>7月3日に行われたタウンミーティングで、市長は、藤白台5丁目の小学校区に関しては校区変更ではなく校区設定です、校区変更は地域に関係があるけれども校区設定は地域に関係ありません、校区設定は行政が決めることだと明言されています。この話と文科省の手引きに書かれていることは全く違うと思います。</p> <p>手引きには、行政が一方的に行うものではないと書かれているのに、地域は関係ないと市長は話された。だから、教育委員会が一方的に進めていると思っていたところ、今回、教育委員会だけでなく、各担当所管も関わるようにと指示を受けられての説明会だという認識なのですが、そのあたりの説明をお願いします。</p>
吹田市	<p>市長の真意は分かりませんが、地域の方々や実際に通われる児童生徒の保護者の方々等から意見は聞きますが、最終的には行政が責任を持って決定する事項という趣旨で発言されたのではないかと考えています。</p>
参加者	<p>藤白台5丁目に既に在住されている区域は校区設定、校区変更のいずれでしょうか。また、国循跡地は、今まで居住者がなかったのだから、校区設定ということですね。</p>
吹田市	<p>藤白台5丁目の既に在住されている区域は校区変更となります。また、国循跡地は校区設定となります。</p>
参加者	<p>国循跡地の地域は、自治会はどちらの地区になるのですか。 藤白台地区という解釈でよいのですか。</p>
吹田市	<p>国循跡地の開発区域は、住居表示は藤白台5丁目だと認識していますが、自治会のエリアを市で線引きして決めるということはありません。多くの場合、小学校区と自治会のエリアは合っていますが、市では、自治会の活動エリアを決めていません。</p>
参加者	<p>現在、国循の跡地は、小学校区で言えばどこにも該当していない、という認識でいいのですか。</p>
吹田市	<p>市ホームページの通学区域表では、藤白台地区全域を藤白台小学校区とさせていただきます。</p>
参加者	<p>資料1の4ページに通学区域の見直しに伴って、既に居住者（児童）がいる藤白台5丁目10番及び11番については、青山台小学校の通学区域に見直しを行うが、経過措置として、現在当該地区に住んでいる場合は、藤白台小学校、青山台小学校のいずれかを選択することができると記載がありますが、こちらの地区に住む新1年生のみならず、兄弟姉妹も選択できるのでしょうか。</p> <p>また、本日の資料には記載がありませんが、藤白台1丁目・3丁目の府営住宅の開発においては、過大規模校にならない見込みであると聞いていますが、その点の説明をしていただけますか。</p>

吹田市	<p>小学校の選択につきまして、例えば、お兄さんが藤白台小学校に通っていて、弟さんも同じ学校に通わせたいと思う場合は藤白台小学校に通っていただき、弟さんは青山台小学校に通わせたいと思う場合は、青山台小学校に通っていただけるよう経過措置ができるのではないかと考えております。改めて、藤白台5丁目10番及び11番に住まわれている未就学児の保護者、藤白台小学校の保護者の方には、意向確認をさせていただきます。その前にも、青山台小学校に見学に行っていたり等、御負担にならないよう考えているところです。</p> <p>藤白台1丁目・3丁目の府営住宅の建替えの余剰地にマンションができれば、過大規模校になって校区見直しの検討が再度されるのではないかと御心配については、そうした場合でも過大規模校にはならないという推計を出している旨お伝えし、再度の校区見直しはないことを保護者向け説明会で話しております。</p>
参加者	<p>来月、警察、土木部、府土木事務所等と通学路の安全点検をするとの話がありましたが、市や警察に防犯設備士というようなエキスパートの方はおられますか。</p> <p>また、先日のタウンミーティングで市長さんは、藤白台5丁目に歩道橋は作りませんと話されていましたが、その点はいかがですか。</p>
吹田市	<p>申し訳ありません、エキスパートの方がいるかどうかは把握できておりません。歩道橋につきましては市長が申し上げたとおり、設置予定はありません。</p>
参加者	<p>通学路の安全について、防犯のエキスパートとして、防犯設備士を活用されてはどうでしょうか。</p>
吹田市	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
参加者	<p>現在の国循跡地前、北千里高校前の横断歩道の状態を知っていますか。</p>
吹田市	<p>通学時間帯に見させていただいて、交通量も把握しております。</p>
参加者	<p>私も見に行かせてもらいましたが、道路上の横断歩道の表示がかなり薄くなっています。子供達だけでなく、地域住民のためにも国循跡地前、北千里高校前の横断歩道の確認をしっかりとお願いしたいと思います。</p>